



未来へつなぐ 終活・遺言



事務所HP

丸亀のシンボル「讃岐富士（飯野山）」をモチーフに、イニシャルの「S」をデザインしています。

発行：行政書士志賀紀之事務所 香川県丸亀市山北町386番地5
電話：0877-89-6792 FAX：0877-22-1712 Mobile：080-5255-1774



神野公民館（まんのう町）でのセミナーの様子

終活セミナー「遺言の基礎知識」

終活セミナー「遺言の基礎知識」を原則奇数月は各地域のコミュニティセンターで、偶数月は丸亀市市民交流活動センターマルタスで実施しています。

遺言セミナーを7月はユープラザうたつとまんのう町神野公民館で計3回、8月はマルタスで、9月は城北コミュニティセンターで各1回実施しました。5回のセミナーで延べ32名の方々に参加していただきました。ア

ンケートには前向きなご意見が多くありましたが、「基礎的な内容は分かったが自分の場合に当てはめるとどうなるか不安である」、「一度ではなかなか理解が追いつかない」等のご意見もありました。お時間が許すのであればもう一度参加していただけるとよく理解できると思います。また、当事務所では無料相談を行っています。ご遠慮なくお電話ください。

質疑応答

Q 遺言書に通帳の残高や不動産の価値等書かなくてはいけないのか。
A 書く必要はありません。相続開始時の残高等で相続が行われます。

Q 相続放棄した場合、子が相続するののか。

A 相続放棄をした法定相続人は初めから相続権を有していません。子に代襲相続は発生しません。

今後の予定

- 10月12日（土）マルタス（丸亀）
- 10月27日（日）合田不動産磨屋町ビル（高松）
- 11月2日（土）ZENキユーブ（普通寺）

終活セミナー「エンディングノートを書いてみよう！」

お配りしている「エンディングノート」について、書いていきたいが少しわからないところがあるとお声を頂きます。7月からセミナーを実施しています。

7月・9月に実施しました（8月は台風のため中止）。参加者は6名でした。内容は○エンディングノートとは○書く目的○項目○記入時の注意

点○書けない項目はどうするのか○保管の6項目について説明したのち実際に書いていただきました。7月のセミナーでは質問も多く「説明、記入、

完成の3シリーズの方がよいのでは」という意見も頂きました。今後検討しよりのセミナーにしていきたいと思います。

今後の予定

10月19日（土）マルタス（丸亀）
☆予約はマルタスHPで

成年後見制度①

成年後見制度は、認知症などにより判断能力が不十分になった方のために、法律で定められた制度です。この制度を利用することで、財産管理や契約など、日常生活に必要な手続きを、信頼できる人に代わりにやってもらうことができます。成年後見には、大きく分け2種類あります。

【法定後見】家庭裁判所が、本人の判断能力に応じて、後見人などを選任する制度です。

【任意後見】本人が元気づうちに、将来判断能力が低下した場合に備えて、任意後見契約を結んでおく制度です。

成年後見制度は、ご本人だけでなく、ご家族にとっても大きな支えとなる制度です。もし、ご家族やご自身が成年後見制度に関心をお持ちでしたら、一度ご相談ください。

次回以降、【後見】について詳しくご説明いたします。